1　処分をした年月日　平成29年５月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＴＡＫイーヴァック　嵯城　正敏　東京都江東区新砂１－７－９　国土交通大臣許可（般－24）第1708号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成29年５月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長谷エライブネット　永谷　祥史　東京都港区芝三丁目８番２号　国土交通大臣許可（特－27）第18786号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成29年５月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和機工株式会社　頃安　勝子　東京都国分寺市東戸倉１－21－17　国土交通大臣許可（般－24）第24908号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成29年５月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名取屋興産株式会社　名取　和雄　東京都三鷹市野崎２－22－12　国土交通大臣許可（般－24）第14320号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成29年５月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜建設工業株式会社　秋山　優樹　東京都新宿区西新宿３－７－１　国土交通大臣許可（特－24）第2429号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年５月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北川組　北川　隆志　愛知県名古屋市瑞穂区駒場町七丁目４番地　国土交通大臣許可（般－28）第1511号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月11日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月９日
中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年５月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シーテック　松山　　彰　愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目45番地　国土交通大臣許可（般－27）第3318号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年５月８日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８２５号
仙台市宮城野区福室５丁目17番55号
債務者　茂永　泰人
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
仙台市太白区大塚町９－15　第二メゾンアルプス202、住民票上の住所仙台市青葉区桜ケ丘１丁目20番24号
債務者　佐々木洸一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
宮城県黒川郡大和町まいの１丁目７番地の８　サンパティーク・メゾンＡ－２、従前の住所　仙台市青葉区小松島新堤10－28ロフティーニューモート102号室
債務者　増田　　純
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係